

献呈のことは

土居正典先生(元鹿児島大学教授)は、平成28年3月に退職するまでの18年間、鹿児島大学に在職され、専門である行政法分野を中心とする教育研究に献身され、社会貢献活動にも多くの実績を残されました。

土居先生は、昭和49年3月に立教大学法学部法律学科を卒業後、立教大学大学院法学研究科修士課程を経て、日本大学大学院法学研究科博士課程に進学されました。秋田経済法科大学法学部での勤務の後、平成10年4月に助教授として本学法文学部に赴任。平成12年4月には、教授に昇任され、平成16年4月、大学院司法政策研究科に配置換えとなりました。その間、大学院法学研究科(修士課程)や、人文社会科学研究科法学専攻(修士課程)、地域政策科学専攻(博士課程)でも授業を担当されました。

鹿児島大学においては専門の行政法分野の諸科目等を担当され、司法政策研究科に配属後は法曹志望者の指導に当たられました。司法政策研究科では運営会議委員、入試委員、全学留学生センター運営委員会委員等を歴任されています。これとともに、赴任以来、国や鹿児島県をはじめ、県内の多くの自治体の委員や審議会会長を務められました。

土居先生の研究の中核は、公物法の研究です。公物法理論の成立をめぐる学説史を辿る研究により、公法と私法との関係という行政法一般理論の重要な課題に迫る成果を上げ、河川や道路、海浜等に関する最近の裁判例及び行政実務を紹介することで、従前の公法私法二分論では、公物をめぐる紛争や環境保護や開発規制という問題には対処しえないことを指摘し、公物法への新しいアプローチを提言されました。

次いで、環境保全行政に関連する研究があります。自然環境を開発行為からどのように保護・保全するかという視点から、我が国の環境行政の問題点と課題を検討しました。加えて景観行政やリゾート開発と環境保全、原生林保護と林地建設、廃棄物処理問題等についても検討されています。これらは、公物に関する基礎理論をふまえ、その現代的課題である環境保護や開発規制という現代的な問題に取り組んだ業績です。また、地方自治体における情報公開・個人情報保護、改正行政事件訴訟法、行政オンブズマン、廃棄物処理、道路公団の民営化など、現代行政にかかる諸研究を公表されています。

判例研究では、住民訴訟、損失補償、原告適格、取得時効、ダムの設置・管理における瑕疵、食糧費支出、福祉サービスに関する苦情処理など多岐の論点につき、『判例時報』『判例地方自治』『自治研究』『ジュリスト』などに発表されました。

基礎理論の研究から現代的な課題にまで幅広く取り組み、研究業績を継続的に公表してきた実績や、地域の要請に応え社会貢献に労を惜しまない姿勢は、我々地方の国立大学の研究者の手本とするべきものでありました。

今後、ますます健康に留意され、ご活躍を続けていただきたく、ここにこの法学論集をご退職記念として献じます。

平成29年3月

鹿児島大学大学院司法政策研究科長

米田憲市